低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 給付事業(ひとり親世帯分)について

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親に対し、 その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、低所得の子育て世帯に対する子育て世 帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給する。

2 給付対象見込数

- (1) 令和3年(2021年) 4月分の児童扶養手当の支給を受けている者(1,362人)
- (2) 公的年金給付等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。) (63人)
- (3) 令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の 影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっ ている者(121人)

3 給付額

児童1人につき5万円

4 給付スケジュール

- ・ 2 (1) の対象者 (申請不要)
 - 4月 対象者抽出
 - 5月11日(児童扶養手当定時支給日)支給
- ・2 (2) 及び (3) の対象者
 - 4月~ ホームページ等による周知、申請受付開始
 - 5月~ 申請書類審査後給付

5 補正予算額

事業費 123,355千円

(新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(国10/10))

≪内訳≫

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 117,750千円 会計年度任用職員給与費 204千円 システム関係費等 5,401千円

6 その他

ひとり親家庭以外の低所得の子育て家庭への支援については、今後、国の制度設計の 詳細が判明次第予算化し、直近の所得情報に基づく申請により、早期に支給する予定